

090430

「法令・告示・解釈通知・Q&A で読み解く報酬改定」セミナー(09.04.28)参加者の質問から

Q 居宅介護支援費の「初回加算」について 報酬告示第20号を読むと「別に厚生労働大臣が定める基準」という記述がいくつか出てくるが何をさしているのかわからない。どこを見ればいいのか?

A セミナーでお話しましたように 介護報酬を定める基本は「報酬告示」で定められています。その中で「別に厚生労働大臣が定める」と記述された基準は「別途告示(別告)」と呼ばれる いくつかの告示によって規定されています。介護報酬関係の主な告示・解釈通知・Q&Aは 次のとおりです。

報酬告示	別告	解釈通知	Q&A
指定居宅サービスに要する費用の額 (平成12年厚生省告示第19号)	厚生労働大臣が定める者等 (平成12年厚生省告示第23号)	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年老企第36号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知)	Vol.1 3/23
指定居宅介護支援に要する費用の額 (平成12年厚生省告示第20号)	厚生労働大臣が定める基準 (平成12年厚生省告示第25号)	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年老企第40号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知)	Vol.2 4/17
指定施設サービス等に要する費用の額 (平成12年厚生省告示第21号)	厚生労働大臣が定める施設基準 (平成12年厚生省告示第26号)		
指定地域密着型サービスに要する費用の額 (平成18年厚生労働省告示第126号)	厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数(平成12年厚生省告示第30号)		
指定介護予防サービスに要する費用の額 (平成18年厚生労働省告示第127号)		指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月31日老計発第0331005号 老振発第0331005号 老老発第0331018号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知)	
指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額(平成18年厚生労働省告示第128号)		指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日老計発第0317001号 老振発第0317001号 老老発第0317001号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知)	
指定介護予防支援に要する費用の額 (平成18年厚生労働省告示第129号)			

ご質問の居宅介護支援費の「初回加算」に係る記述に出てくる「別に厚生労働大臣が定める基準」には「厚生労働大臣が定める者等」(23号告示)に規定されているものと「厚生労働大臣が定める基準」(25号告示)に規定されているものがあるため わかりにくくなっています。各々どこをさしているのかは 以下のとおりです。「解釈通知」で示された「初回加算」の条件と「Q&A」で示された「新規」の定義の記述とあわせて セミナーレジュメの原文でもご確認ください。

報酬告示	別告	解釈通知	Q&A
指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第20号)	厚生労働大臣が定める者等(平成12年厚生省告示第23号)	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知)	平成21年4月改定関係Q&A(Vol.1)(平成21年3月23日)
別表 指定居宅介護支援介護給付費単位数表 居宅介護支援費 イ 居宅介護支援費(1月につき) 注2 別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、運営基準減算として、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。また、運営基準減算が2月以上継続している場合には、所定単位数の100分の50に相当する単位数を算定する。 ロ 初回加算 300単位 注 指定居宅介護支援事業所において、新規に居宅サービス計画(法第8条第21項に規定する居宅サービス計画をいう。)を作成する利用者に対して、指定居宅介護支援を行った場合その他の別に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただしイの注2に規定する別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、当該加算は、算定しない。	五十一 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第20号)別表指定居宅介護支援介護給付費単位数表のロの注の厚生労働大臣が定める基準に適合する場合 イ 新規に居宅サービス計画(介護保険法(平成九年法律第百二十三号、以下「法」という。)第八條第二十一項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。)を作成する利用者に対し指定居宅介護支援を行った場合 ロ 要介護状態区分が二区分以上変更された利用者に対し指定居宅介護支援を行った場合	第三 居宅介護支援費に関する事項 9 初回加算 初回加算は、具体的には次のような場合に算定される。 ① 新規に居宅サービス計画を作成する場合 ② 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 ③ 要介護状態区分が二区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合	(問62)初回加算において、新規に居宅サービス計画を作成する場合の「新規」の考え方について示された。 (答) 契約の有無に関わらず、当該利用者について、過去二月以上、当該居宅介護支援事業所において居宅介護支援を提供しておらず、居宅介護支援が算定されていない場合に、当該利用者に対して居宅サービス計画を作成した場合を指す。なお、介護予防支援における初回加算についても、同様の扱いとする。